

令和6年度住民税非課税世帯に
対する給付金(1世帯3万円)

政府の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」(令和6年11月22日閣議決定)の趣旨を踏まえ、令和6年度住民税非課税世帯を対象に、1世帯あたり3万円の給付金が支給されます。

○支給対象者
住民税均等割非課税世帯

令和6年12月13日時点で嵐山町に住民登録があり、かつ世帯全員の令和6年度住民税均等割が非課税である世帯(住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は対象外です。)

○受給方法

①対象世帯のうち、すでに電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(追加分)、物価高騰対応重点支援給付金(新たに非課税等)を受給した世帯で、令和6年1月2日から12月12日までに転入した方がいない世帯等、支給要件を満たすことが確認できる世帯には、支給についてのお知らせをお送りし、4月15日以降に前回受給した口座に振り込みます。
②住民税非課税世帯のうち①以外の世帯には、町から確認書を発送(3月中旬以降)しますので確認書の内容を確認の上、同封の返信用封筒にて返送してください。返信期限は、令和7年4月30日です。

③世帯員の中で、未申告の方や令和6年1月2日以降に転入された方が居る場合は、確認書が送付されませんが、別途申請が必要です。申請期限は、令和7年4月30日です。

○注意事項

確認書または申請書に虚偽の記載をして支給を受けた場合、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。本給付金に関する詳細は、次の問合せ先にご連絡いただくか、嵐山町ホームページをご覧ください。

世界自閉症啓発デー及び発達障害啓発週間

4月2日は世界自閉症啓発デー、また4月2日から8日は発達障害啓発週間です。自閉症をはじめとする発達障害について広く知っていただくため国内では様々なイベントを開催しています。

▼パネル展示(予定)

4月2日(水)〜4月8日(火)
コクーンシティ

▼懸垂幕の掲示(予定)

4月2日(水)〜4月8日(火)
埼玉県庁 本庁舎東側

▼さいたま新都心駅での啓発活動

3月2日(日)〜4月8日(火)
さいたま新都心駅改札口LED掲示板

地を借りることができます。必ずしも農業を生業にしていなくても大丈夫です。可能な限りご相談に対応いたします。

農地の貸借や売買

農地の貸借や売買は農地法等で規制されているため、必要な申請をしなければ法律違反となる場合があります。場合によっては、農地法の罰則規定が適用されることもあります。他にも、無許可や無届で口約束や個人で作成した契約書等で農地の貸借や売買を行なった場合には、契約内容などでトラブルに発展する可能性もあります。

農地の貸借や売買をする場合は、必ず農業委員会へ相談し、必要に応じて農地法等に基づいた申請をしてください。

まちづくり整備課からのお知らせ

TEL 0493-62-0721

耐震改修を行った際には、所得税や固定資産税の特例措置があります



ご自身がお住まいになっている昭和56年5月31日以前に建てられた住宅で、耐震改修工事を行った場合、所得税の税額控除や固定資産税の減額措置

保育士資格をお持ちの方へ
保育士応援ポータルサイト
メルマガ登録のお願いです。

埼玉県が制作した埼玉保育士応援ポータルサイト「埼玉保育ナビ」では、保育士に関するお役立ち情報を掲載しています。

メルマガまたはLINEに登録していただくと、県から支援施策をプッシュ型で配信します。ぜひこの機会に「埼玉保育ナビ」にご登録ください。

〒埼玉県福祉部 子育て支援課
TEL 048(8330)3349

企業支援課からのお知らせ

TEL 0493-62-0720

マイランダークラブ会員募集

嵐山町千年の苑ランダー園に自分で管理する区画を持つ「マイランダークラブ」会員になりませんか。

会員の条件 ランダーに関心があり、苗の植付、除草、剪定等最低20株を適正に管理できること。

特典 ランダーまつり期間中の入園料免除。自身が管理するランダー花穂はすべて持ち帰れます。ランダーに関する講座に参加できます。

料無料。ハサミ、風除け資材等、必要

置、住宅ローン減税を受けられる可能性があります。

また、現行の耐震基準に適合する中古住宅を取得した場合は、住宅ローン減税の適用を受けられる可能性があります。詳しくは、埼玉県ホームページ(QR)をご覧ください。埼玉県建築安全課へお問い合わせください。固定資産税に関しては嵐山町税務課(TEL 0493-62-2153)へお問い合わせください。

嵐山町立地適正化計画の公表

TEL 048-830-5527

嵐山町立地適正化計画の公表に伴う届出制度の事前周知



嵐山町立地適正化計画が公表されると、都市再生特別措置法に基づき居住誘導区域外や都市機能誘導区域外における一定の建築等行為や開発行為、都市機能誘導区域内での誘導施設の休廃止に関して、行為の30日前までに町長へ届出が必要になるため、計画案及び誘導区域(案)、誘導施設(案)について事前に公表します。

計画の公表日 3月31日(月)

詳細は町ホームページをご覧ください。

な道員類は会員自身で用意。
応募方法 企業支援課(TEL 0493-62-0720)へ電話 ※エリアに限りがあるため、先着順となります。

就労等相談室を閉鎖します

武蔵嵐山駅の観光案内等施設「嵐山町ステーションプラザ嵐山」の2階にある「就労等相談室」は、3月31日をもって閉鎖となります。4月以降は、就職に関する内容は企業支援課、空き家に関する内容は環境課へご相談ください。

Instagram 始めました!
嵐山町公式観光Instagramを始めました!
イベント情報を中心に、楽しい写真をお届けします!
下記QRコードよりフォローしてください!
嵐山町 企業支援課 0493-62-0720

こんなお悩みございませんか?
手すりを取り付けたい!
スロープを設置したい!
でも、どこに頼んだらいい?
「施工事例」Instagram
地域のからしを
なごみ空間工房
0493-63-1887
〒355-0221 嵐山町菅谷141-2

菌ちゃん農法ウネ作りワークショップ
・菌ちゃん農法に興味のある方
・菌ちゃん農法をやってみみたい方
・耕作放棄地でお困りの方
◆2025年3月29日(土)
◎時間 9:00~12:00
◎定員 5名
◎場所 嵐山町大蔵(詳しい住所はお申込後にお知らせ致します)
◎受講料 2,000円(高校生以下無料)
◎申込・連絡先 富岡清子
090-8890-8089 お電話 & ショートメール